

居住制限区域（浪江町）に実家があり、原発事故当時は青森県内に所在する社員寮に居住していた申立人子が、体調を崩して退職したことから、福島県外に避難中の申立人父母のもとで療養するために申立人父母の借上げ住宅の近くにアパートを借りたことによって生じた平成24年7月分から平成25年6月分までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料について、申立人父母が避難していなければ実家で療養することができた蓋然性が高いこと等を考慮して全額の約41万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）について、和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、金134万3742円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人ら及び被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年12月12日

（仲介委員 鈴木 修司）

平成〇〇年(東)第〇号 申立人 X1 外 3 名

和解契約書別紙

損害項目	内訳	金額	算定根拠等	備考
生活費 増加費用	家賃等 (X4氏)	¥413,742	<p>期間 H24.7~H25.6(12ヶ月)</p> <p>計算根拠</p> <p>①家賃 25,000 円+駐車場 3,000 円+水道料 3,000 円=31,000 円 31,000 円×11ヶ月=341,000 円 4,000 円(H25.6 日割り相当分:電気ガス料金含む)</p> <p>②電気基本料金 972 円/月 972 円×11ヶ月=10,692 円</p> <p>③ガス基本料金(プロパンガス)1,800 円/月 1,800 円×11ヶ月=19,800 円</p> <p>④借家人賠償保険 12,000 円</p> <p>⑤仲介料 26,250 円</p> <p>合計 341,000 円+4,000 円+10,692 円+19,800 円+12,000 円 +26,250 円=413,742 円</p>	
精神的損害	X1氏	¥930,000	<p>期間 H25.6~H27.12(31ヶ月)</p> <p>増額理由 家族別離</p> <p>増額割合 3割</p> <p>計算根拠 30,000 円×31ヶ月=930,000 円</p>	
以上合計額		¥1,343,742		